

指定管理者の主たる事務所の所在地の変更に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年福島県条例第68号）第6条の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和元年10月7日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 公の施設の名称
福島県中小企業振興館（企業支援室）
- 2 指定管理者
特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構

3 変更した事項

○主たる事務所の所在地

変更前	変更後
福島県福島市八島田字桃木町8番地	福島県福島市三河南町1番20号コラッセふくしま6階

4 変更した年月日

令和元年7月10日